

「京都・ボストン姉妹都市提携60周年記念事業報告冊子」作成業務 委託業者選定 募集要項

1 目的

この要項は、「京都・ボストン姉妹都市提携60周年記念事業報告冊子」を制作するため、プロポーザル方式により業者を選定する手続について、必要な事項を定める。

2 委託業務名称

「京都・ボストン姉妹都市提携60周年記念事業報告冊子」作成委託業務

3 契約期間

契約締結日から令和2年2月29日まで

4 予定価格

金1,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 業務内容

令和元年、本市はボストン市との姉妹都市提携から60周年の大きな節目を迎え、両市民の皆様方とともに様々な記念事業を実施してきた。本業務は、今後の両市の発展的な交流へと活かすことを目的に、これらの取組や成果等を記録として読みやすい内容にまとめ、広く周知・PRする冊子を作成するものである。

6 参加資格

市内中小企業であって、次の資格要件を全て満たしている者（市内中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当するものであって、本市の区域内に本店又は主たる事務所を有するものをいう。）

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること、あるいは、次に掲げる資格を有し、それを証明する書類を提出すること
 - ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと
 - ウ 引き続き2年以上当該営業を営んでいること
 - エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと
 - オ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと
 - カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと
 - キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと
- (2) 契約の締結の日までに、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の処分を受けていないこと
- (3) 過去3年間に本業務と類似した業務実績を有すること

7 参加業者の受付・提案書の提出

- (1) 提出資料 ※ 3部のものは正本1部と複写2部でよい。
 - ア 参加意向確認書（様式1） 1部
 - イ 業務実績調書（様式2） 3部（1種類に対して、3部提出すること）
過去3年以内に制作した本業務に類似する印刷物（パンフレット、冊子等）1種以上添付すること
（1種につき1冊添付すること）
 - ウ 業務実施に係る企画提案書（様式は任意とする。） 3部
（以下に関することを必ず提案、記載すること）
 - ・ 全体のデザイン案を1案以上提案すること
（内容については、別紙ページ割付及び昨年度パンフレットを参考とすること）
 - ・ 本業務における貴社の取組体制、実施スケジュールを記載すること
 - エ 見積書（様式3） 3部

本業務の受託見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）を様式 3 に記入し、様式 3 とは別に応募者で使用している様式での見積書（内訳付き）も提出すること
オ 京都市競争入札参加資格を有しない場合、上項(1)の参加資格を満たすことを証明する書類（会社案内、登記簿謄本等） 各 1 部

(2) 応募方法

7(1)提出書類の提出をもって本募集に応募したものとする。

ア 参加意向確認書（印不要）

a 提出期限： 令和元年 12 月 4 日（水）午後 5 時まで（必着）

b 提出先： 参加意向確認書（様式 1）に必要事項を記入の上、持参、電子メールまたは FAX（電子メール及び FAX の場合は、電話連絡のこと）によりウの提出先に提出

イ 仕様書等に関する質疑応答

a 質問期限： 令和元年 12 月 2 日（月）午後 5 時まで（必着）

b 質問方法： 持参、電子メールまたは FAX（電子メール及び FAX の場合は、電話連絡のこと）によりウの提出先に提出

c 質問様式： 任意であるが、以下の項目を明記のこと

- ・ 件名は、『「京都・ポストン姉妹都市提携 60 周年記念事業報告冊子」作成委託業務に関する質問』とすること
- ・ 質問者の会社・団体名、部署名、担当者の氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること

d 回答方法： 質問者及び参加意向確認書提出者に速やかに電子メール又は FAX により回答

ウ 企画提案書等の提出期限及び提出先

a 提出期限： 令和元年 12 月 9 日（月）午後 5 時まで（必着）

b 提出方法： 持参（平日の午前 9 時～午後 5 時）又は郵送（書留郵便に限る。）

c 提出先： 京都市総合企画局 国際化推進室（担当：西，照沼）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電話：075-222-3072 FAX：075-222-3055 電子メール：kokusai@city.kyoto.lg.jp

8 評価方法等

(1) 評価基準

別記 1 のとおり

(2) 評価方法

提出された企画提案書等について、別記 1 評価基準に基づき、評価する。また、必要に応じて参加者にヒアリングを実施する場合がある。その場合には、参加者に別途通知する。

(3) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(2)の審査員の平均点が最も高い者を契約相手方の候補者として選定する。

イ 審査員の平均点の最高点の者が複数の場合は、様式 3 の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で様式 3 を再作成し、再提出された様式 3 の金額が最も安価な者を契約の相手方として選定する。

ウ 参加者が 1 者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

エ ア、イ、ウにかかわらず、審査員の平均点が 60 点未満の場合は、候補者として選定しない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 提出に関する条件に違反した場合

ウ 様式 3 の金額が 4 の委託予定価格を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に関わる者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 業者の選定

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日以降に、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を公表するものとする。

ただし、審査内容については公表しない。また、審査内容及び評価結果についての異議申立ては認めない。

10 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と本市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
また、契約に関する費用（収入印紙代を含む）は、相手方の選定を受けた者の負担とする。
- (2) 契約代金の支払いについては、精算払とする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 報告書の提出

業務終了後、業務完了報告書を提出すること

12 その他

- (1) 本業務は、本要項によるほか、関係法令等に準拠して実施すること
- (2) 報告冊子の著作権は本市に帰属するものとする。受託者が撮影した写真の著作権は受託者に属し、京都市は、報告書の増刷及びインターネット発信に関する二次使用权を有する。ただし、受託者が撮影した写真を他の目的に使用する場合は、事前に京都市から文書による承諾を得るものとする。提出書類の作成に要する経費は、提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書作成のために本市から受領した全ての資料は、本市の許諾を得ないで、公表し、又は使用してはならない。
- (4) 業務全般に当たり、常に本市職員と密接な連絡を取り、連携して行うこと。
- (5) 本要項及び仕様書に定めがない事項又は規定に疑義がある場合については、本市職員と協議し、その指示に従うこと

【別記1 評価基準】

評価項目	評価内容		配点
デザインの提案	デザイン案のレイアウト等の見やすさ	読み手にとって、読みやすいレイアウトとなっているか。	20点
	記念事業を紹介するためのアイデア	デザイン等にオリジナリティがあり、内容がより効果的に発信できるものとなっているか。	20点
	事業趣旨の理解	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	5点
実施体制	実現性	適正な業務スケジュールが示されているか。業務内容に応じた適正な実施体制（責任者、人員、役割分担等）となっており、業務を迅速に遂行することができるか。	5点
小計			50点
事業実績	デザイン等のオリジナリティ、おもしろさ、分かりやすさ、レイアウト等の見やすさ		20点
価格点	満点（30点）×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格）		30点
小計			50点
合計			100点